

## 千葉県の二級水系における流域治水の進め方

### 1 流域治水協議会

流域治水を計画的に推進していくために、まずは、流域の関係者（市町村長、県庁関係課長、県土木事務所長、県農業事務所長等）で構成される「流域治水協議会」を設立し、流域治水に係る協議・情報共有を行います。

県内には、二級水系が60水系あることから、効率的に流域治水を進めていくために、河川の地域特性等を踏まえ、県内を図1に示す4圏域（一級水系と一宮川水系を除く）に分割し、各圏域に次の流域治水協議会を設置します。

- ・東京湾北部圏域流域治水協議会 ※設置済
- ・九十九里圏域流域治水協議会 ※設置済
- ・(仮称) 東京湾南部圏域流域治水協議会
- ・(仮称) 房総圏域流域治水協議会

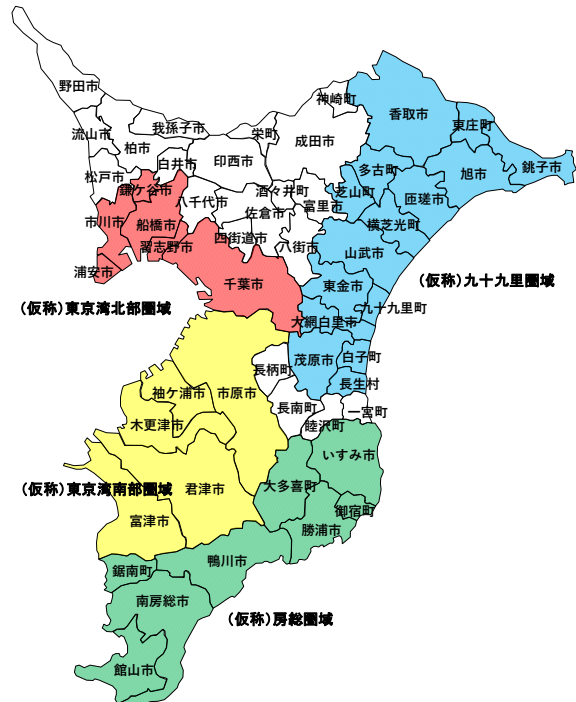


図1 圏域分割イメージ

### 2 流域治水プロジェクト

次に、流域全体で早急を実施すべき対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、これに基づき、関係者が協働して治水対策に取り組んでいきます。

流域治水プロジェクトは水系毎に策定することを基本とし、今年度は、一宮川水系を除く二級水系のうち、河川整備計画（策定予定を含む）に基づき計画的に河川改修を進めている次の8水系について、流域治水プロジェクトの策定を予定しています。

- |            |          |           |         |
|------------|----------|-----------|---------|
| ・海老川水系（済）  | ・都川水系（済） | ・椎津川水系    | ・平久里川水系 |
| ・南白亀川水系（済） | ・真亀川水系   | ・作田川水系（済） | ・栗山川水系  |

なお、次年度以降は、今年度策定できなかった水系について、流域治水協議会における協議を踏まえ、流域治水プロジェクトを順次策定していく予定です。

### 3 スケジュール

- |            |  |
|------------|--|
| 令和3年8月31日  | 流域治水プロジェクトの数が多き東京湾北部圏域と九十九里圏域の2圏域で先に流域治水協議会を設立     |
| 令和3年11月5日  | 4水系（海老川水系、都川水系、南白亀川水系、作田川水系）の流域治水プロジェクトを策定・公表      |
| 令和3年12月24日 | (仮称) 東京湾南部圏域と (仮称) 房総圏域の2圏域で流域治水協議会を設立             |
| 令和4年3月頃    | 残る4水系（椎津川水系、平久里川水系、真亀川水系、栗山川水系）の流域治水プロジェクトを策定・公表予定 |